

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



あけましておめでとうございます。

去年は現在も続くコロナ騒動で大変な一年でした。

今年は元気な歳に戻り、また皆さまとお会いして廃棄物処理の話題で盛り上がりたいものです。

さて、前回から処理業を営んでいく上では必ず発生してくる「変更」に関することについて取り上げています。では、早速前回の宿題から。

宿題Q、産業廃棄物処分業者が次の変更をする場合に変更許可となるものは次のうちどれか。

- (1) 処分する産業廃棄物の種類を追加する。
- (2) 既にガラスくずの破碎を行っていたが、もう一つ同様の破碎施設を追加する。
- (3) 作業時間を延長する。
- (4) 代表取締役を変更する。
- (5) 株主が追加になる。

【解説】

- (1) 「事業範囲」の追加になるので変更許可。
- (2) 「事業の用に供する許可施設」の追加は処理業許可（14条許可）に関しては同様の行為を行うに過ぎず、変更届でよい。
- (3) 作業時間の延長の変更は「事業範囲」には当たらない。
- (4) 変更届事項。
- (5) 5%以上の株主の変更は変更届事項。5%未満なら届出も不要。

正解（1）

これで皆さんも「変更許可」と「変更届」についてご理解いただけたかと思います。

えっ？前問の「株主が5%以上と5%未満で扱いが違うのがなぜか？」ですか。

良い質問ですね。（by 池上(^o^))

これは一般的に5%以上の株を持っている株主ならば、その会社の経営に一定程度の影響力を持つだろう。そういう人物が怪しげな奴だと困るからなんです。

では、そちら関連の問題を出してみましよう。

Q、産業廃棄物処理業の欠格要件に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) どのような法律でも罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者が役員にいる場合は必ず不許可となる。

- (2) 政令で定める使用人が欠格要件に該当していても、役員が欠格要件に該当していなければ許可となる。
- (3) 法人に対して取締役と同等以上の支配力を有していても、現在事項全部証明書（商業登記簿）に登録されていない場合は、欠格要件の対象人物とはみなされない。
- (4) 個人の場合であっても、政令で定める使用人が欠格要件に該当すれば必ず不許可となる。
- (5) 暴力団員が事業活動を支配していても、適正処理が見込める場合は許可となる。

【解説】

- (1) 役員に、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいる場合は必ず不許可となる。しかし、役員が罰金の刑で欠格要件となり不許可となるのは、生活環境の保全を目的とした法令や、刑法、暴力行為等処罰法に違反して罰金の刑に処せられた場合(その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がいる場合)となるので誤り。
- (2) 政令で定める使用人が欠格要件に該当する場合は不許可となるので誤り。(法第14条第5項第2号ニ)
- (3) 法第7条第5項第4号ニにおいて、「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む）」と規定されており、誤り。
- (4) 個人の場合であっても政令で定める使用人が欠格要件に該当する場合は不許可となるので正しい。(法第14条第5項第2号ホ)
- (5) 暴力団員が事業活動を支配している場合は欠格要件に該当するので誤り。(法第14条第5項第2号ヘ)

正解 (4)

「欠格要件」というのは、「あなたは廃棄物処理業の許可を取る資格がない」「資格に欠けている」ということです。この「欠格要件」に該当した場合は、処理業許可は与えられず、持っている許可は取り消されます。

前問に登場した「5%以上の株を持っている株主」というのは、今回の問題解説の(3)に登場している「役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者」に該当する「可能性のある人物」ということで、変更届の対象にしているのです。

なお、実際の運用としては30%を超えて株を所有していても「支配力無し」として会社の許可は取り消しにならなかった例もあるようですし、逆に5%をわずかに超えていても「支配力有り」として許可取消になった例もあるようです。

この「欠格要件」ってなかなか難しいですね。じゃ、今回の宿題も類似問題にしてみましょうか。



宿題Q

次のうち、産業廃棄物処理業の新規許可申請時において処理業者である法人の取締役が欠格事項に該当し、不許可となるものはどれか。

- (1) 道路交通法違反で罰金刑を受けてから2年経過した場合。
- (2) 廃棄物処理法違反で不起訴処分を受けてから1年経過した場合。
- (3) 浄化槽法違反で起訴猶予処分を受けてから3年経過した場合。
- (4) 傷害罪で罰金刑を受けてから3年経過した場合。
- (5) 公職選挙法違反で罰金刑を受けてから1年経過した場合。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。